

中小企業政策審議会
小規模企業基本政策小委員会
第 6 回議事録

中小企業庁経営支援部小規模企業政策室

中 小 企 業 政 策 審 議 会
第 6 回 小 規 模 企 業 基 本 政 策 小 委 員 会
議 事 次 第

日 時：平成26年 1 月17日（金）13:30～16:04

場 所：経済産業省本館17階第1～3 共用会議室

議 事

- 1．開会
- 2．大臣政務官挨拶
- 3．とりまとめに向けた素案
- 4．小規模事業者関連施策
- 5．討議
- 6．閉会

○矢島部長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「中小企業政策審議会小規模企業基本政策小委員会」の第6回会合を始めたいと存じます。

本日は、御多用のところ御参集いただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、磯崎大臣政務官に出席いただいております。始めに、磯崎政務官より御挨拶をいたします。政務官、よろしくお願いいたします。

○磯崎大臣政務官 御紹介賜りました政務官の磯崎仁彦でございます。今年ももう2週間余りが経過いたしました、明けましておめでとうございます。本年もぜひよろしくお願いいたします。

今回、6回目の小委員会になりますけれども、私も2回目から出席させていただいております。委員の皆様方からは貴重な御意見を賜りまして、ぜひとも法律等に反映させていきたいなと思っております。

安倍政権が誕生しまして、もう1年余り経過いたしまして、景気はマイナスからプラスへ転じていくという兆候があらわれているのは、まさに事実かと思えます。ただ、私、地元、香川県でございますけれども、地方においてはそれがなかなか実感できていないというのも事実かと思っております。そういった意味では、全国津々浦々で景気回復の実感が伴うような政策を、まさに今年1年をかけてやっていかなければいけないなと思っております。

皆様方のお手元でございますように、平成25年度補正予算案、そして平成26年度予算案、そして税制改正案等につきまして閣議決定がされまして、これから国会で審議されるわけでございますけれども、中小・小規模事業者関係の対策につきましてもいろいろなものを盛り込んでおります。この中の意見としてきちんと発信して、皆様方が知り得るような状況になるというのが課題としてございますので、いろいろなツールでこの政策が知られるように我々も努力してまいりたいと思っております。

それと、年末に中小企業・小規模事業者の数というものが発表されました。中小企業・小規模事業者の全産業の数というものは、これまで2009年は420万者と言われておりました。今回、2012年2月時点でございますが、385万者ということで、35万社減という現状でございます。そして、このうちの小規模事業者については、2009年段階では366万者で、今回は334万者ということで、32万者減という現状でございます。

前回の委員会で、松島委員だったと思っておりますけれども、なぜ小規模事業者の基本法をつくるのかということについては、置かれている状況、危機感をきちんと認識して、それを踏まえてつくっていかねばいけないのではないかという御意見も賜ったと思っております。まさに今、置かれている状況、危機感というものを数字として証明しているだろうと思っております。

この小委員会におきましても、いよいよ最後の詰め段階に入ってまいりました。ぜひとも本日、これまで同様、皆様方からの御意見をこれからの法案化の貴重な御意見とさせていただきますので、今日も活発な御意見を切にお願い申し上げまして、御挨拶

捗とさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○矢島部長 ありがとうございます。

本日の配付資料については、配付資料一覧にごございます資料1から6まででございます。不足等、ございましたら、お申し付けいただければと思います。

また、本日の出席者はお手元の座席表のとおりでございます。

それでは、以降の進行につきましては石澤委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○石澤委員長 委員長の石澤でございます。皆様には、新春から初めてお目にかかります。皆様には、明るい兆しの中で御健勝に新春をお迎えになりましたことをお喜び申し上げます。

さて、この小委員会も回を重ねて6回目を迎えました。予定では、今回を含めまして、あと2回でいよいよ大詰めを迎えることとなります。最終案の作成に向けまして、引き続き皆様にはよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、議事を進めさせていただきます。本日は、まずは小委員会のとりまとめに向けた素案、2番目には小規模事業者関連施策について事務局及び関係省庁から説明をいただき、その後、討議に入りたいと思っております。

まず、本日の議題に入る前に、前回、委員の方から御指摘のありました各国の中小企業・小規模事業者政策について事務局から説明をいたします。

では、事務局よりお願いをいたします。

○早田室長 調査室長の早田でございます。それでは、資料3に基づきまして、「各国の中小企業・小規模事業者政策を巡る現状」ということで、簡単に御説明させていただきたいと思います。

ページをめくっていただきまして、米国でございます。

米国につきましては、市場経済・競争重視という観点から、中小企業施策が軽視されているのではないかという誤解があるかと思いますが、実は戦後早い時期から基本的な制度を整備してきてございます。1953年に中小企業基本法、中小企業庁が設置されてございます。この中小企業基本法では、米国経済における中小企業の重要性が位置づけられたわけでございます。1960年代に金融・税制及び総合的な支援体系が整備されてきたわけでございますけれども、80年代以降は中小企業というのは技術革新の源泉である、90年代には雇用創造の源泉でもあるということで、中小企業、とりわけベンチャー企業の果たす役割を重視した施策が行われてきてございます。

米国の中小企業施策の最大の特徴というのは、圧倒的な質・量の補助金制度というのが1つあるかと思います。これは、とりわけ米国国防省(DoD)とか米国国立衛生研究所(NIH)などの研究開発費を財源とした技術革新研究プログラムを公的な呼び水としながら、研究開発が多額の補助金で行われたことが1つございます。

もう一つは、ベンチャーキャピタル等の充実を通じた民間のリスクマネーを通じて、ベ

ンチャー段階の支援というものが2つ目の特徴であります。

次のページで、金融危機後の2010年に中小企業雇用法をオバマ政権で成立させたわけでございますけれども、ここにおいても中小企業による経済回復の推進、雇用創出を支援する観点から、SBA、中小企業向けの融資の拡大、官公需機会の拡大、輸出促進、税控除ということで支援を拡大してございます。アメリカにおいても、中小企業施策の重要性がますます高まっているということが1つ言えようかと思います。

次のページ、EUでございます。

2ポツのリスボン戦略のところを見ていただきたいのですが、2000年にEUの総合的経済戦略である「リスボン戦略」の中で中小企業の重要性というものが盛り込まれてございます。この戦略を含めて、同年に「欧州小企業憲章」というものが採択されたわけですが、この憲章自身は加盟国のトップが中小企業施策に関して合意した初めての文書ということで、法的な拘束力はないのですが、加盟国に対する強い圧力となっております。

その後、2008年にリスボン戦略の見直しも含めて「小企業議定書」というものが採択されてございます。これは、先ほどの小企業憲章よりもさらに一步踏み込んで、具体的な課題とか対応策を欧州委員会とか各国に求めるアクションプランになっておりまして、近年、各国の中小企業政策の進捗状況を採点して公表する通信簿のようなもの、SBA Fact Sheetを参考2に添付させていただいております。こういったものを通じて各国にプレッシャーとベストプラクティクスを示していくことを進めてございます。

次のページ、「EU2020戦略」というところでございますけれども、これは2010年に正式決定されたものでございます。ここでも中小企業の存在と役割、政策支援の必要性というものが繰り返し明記されてございます。その中におきまして、①から⑤までございますけれども、例えば②Think Small原則、政策の実施に当たっては常に小企業のことを考慮すべき原則とか、起業家精神の積極的な活用、奨励といったものを記載してございます。EUの加盟国全てについて言えることでございますけれども、金融危機後、中小企業施策というものが主要国の中で経済政策の最重要項目の一つとして位置づけられているというのが特徴として言えようかと思います。

ページをめくっていただきまして、フランスの個人事業主制度について簡単に御説明いたします。

サルコジ大統領は、「経済近代化法」というものを2008年8月に成立させたわけでございますけれども、その中の一つの目玉として導入されたのが「個人事業主制度」であります。目的は、個人の起業を促して経済の活性化と雇用創出を図るということでございますが、1. 対象をごらんください。18歳以上の自然人、被雇用者も対象に含まれる。さらに、公務員も対象に含まれる。さらに、失業者については、起業後も失業手当を受け取ることができるとなっております。

それから、基準でございまして、他の法人形態と区別を明らかにするために年間

売上額の上限が設定されておりまして、小売は8万1,500€、1,140万円ぐらい、サービス業の場合が3万2,600€、460万円ぐらいとなっております。このポイントは設立の手续にあらうかと思うのですけれども、資本金登記が不要で、インターネットで10分ぐらいで法人登録ができてしまうこともありまして、起業者の4分の3がインターネットで登録したという報告が入ってきてございます。

次のページをごらんください。では、企業として個人事業主として登録すると、何がいいことがあるのかということでございますけれども、地域経済拠出金の支払い、これは一種の地方税なのですけれども、本来は売り上げがなくても払わなきゃいけない金額なのですが、これが3年間免除される。さらに、付加価値税、いわゆる消費税も免除される。さらに、所得税・社会保障費については、売り上げがないときは免除ですし、売り上げがある間は一定の率を掛けた金額を払えばよいことになってございます。

この制度を導入した結果、2009年、2010年は企業数が倍増している。そのほとんどが個人事業主になってございます。次のページにグラフで示してございますけれども、2008年から倍増でどかっとふえているのが見えようかと思います。

もう一度、前のページの5ポツに戻っていただきまして、個人事業主の属性ですけれども、65%が男性、平均年齢は39歳ぐらいになってございます。

6ポツの評価でございますけれども、2009年から2010年の2年間で67万件の起業件数につながった。倍増したということに関しては、一定の成功をおさめたと言えるのではないかと考えております。とりわけスタートアップ・リスクをなくして、個人の方にやってみようと思わせて、実際に起業させたことについては意味があらうかと考えております。

一方、2011年に入ってから、この爆発的な起業件数は収束に向かっておりまして、2011年1月から7月までは16%減少している。もともと起業したいと思っていた人たちは、2009年、2010年にほとんどはけてしまったのではないかと評価することもできようかと考えております。

「また」というところでございますけれども、地域経済拠出金が3年間免除なわけですが、この3年間はあけた後にまた拠出金を払わなきゃいけないわけでございますけれども、これに伴って廃業者がどれぐらい出るのかというのが一つの指標にならうかと思いますけれども、現時点でまだ2012年の廃業件数は出ていないものですから、これについては引き続きウオッチしていきたいと思っております。

最後、ドイツのマイスター制度であります。三神委員から前回御指摘がございましたけれども、狭義のマイスター制度と広義のマイスター制度と、大きく2つに分かれてございます。

まず、狭義のほうですけれども、1953年の手工業法に基づく制度で、定められた特定の業種について3年間、職業学校に通いながら企業で訓練を行って、その後、3年から5年研修を積んだ上で試験に合格して取得できる制度でありまして、この41業種についてはマイスター資格を持っていないと開業も買収もできないという制度になってございます。た

だ、この制度については、2003年より以前に10%を超える高い失業率を背景といたしまして、業種数をもっと減らすべきだということで、94業種から41業種になり、かつ外国人にはこの規制は適用されないという規制緩和が当時なされてございます。

もう一つ、広義のほうでございますけれども、これは1969年の職業訓練法に基づいて、大学進学する生徒さん以外は職業学校の通学と実地の職業訓練を受けるデュアルシステムというものが義務づけられてございます。

これらに対する評価ということで、3ポツを見ていただきたいのですけれども、近年、さまざまな弊害も指摘されているところであります。

まず、手工業の狭義のマイスター制度でございますけれども、既得権益の保護になっているのではないかとか、起業・創業の妨げになっているのではないかといった指摘が出ております。

次のページをごらんください。デュアルシステムに対して、2つ目の○でございますけれども、少子高齢化の上に、ドイツでも大学進学者がふえているということで、なるべく優秀な学生を採りたいという企業との間でミスマッチが生じているといった課題。もう一つは、既存の業種に労働力を縛りつけるという傾向があるわけでございますけれども、これによって技術革新に応じた円滑な労働移動を妨げているのではないかという指摘が出てございます。現在、ドイツでは、こういった指摘を踏まえて、制度存続の是非とか、より柔軟な就学制度の実施について議論が継続しているところであります。

我が国におきましても、厚労省を中心に昨年7月からものづくりマイスター制度というものがスタートされたと認識してございます。ドイツのマイスター制度については、恐らく非常に高度な職人の技能とかノウハウの伝承策としては、さまざまな観点から長所・短所、いろいろございますけれども、我々として学んでいく価値は十分あるのではないかと考えております。

以上でございます。

○石澤委員長　ありがとうございます。各国の中小企業政策について御報告いたしました。

これらを含めまして、本日の議題に入りたいと思いますが、まず小委員会の「とりまとめに向けた素案」と「小規模事業者対策の4つの方向性とそれを踏まえた施策の見直しの説明」を、まず事務局からお願いいたします。

○桜町室長　小規模企業振興制度改正審議室長の桜町でございます。お手元の資料の4-1をごらんいただければと思います。これまで5回にわたって御議論いただけてきたところでございます。その中で、4回目に中間的な論点整理をさせていただきました。今回のこの素案としてお示しさせていただきましたのは、その論点整理をベースにしながら、それに加えて、前回、第5回目に制度的な枠組みの御議論をいただきました。それを加え、委員の皆様方からさまざまな御意見をいただいたもので、さらに深掘りをし、充実させていただいた形で、この素案というものを本日、提示させていただきたいと考えてございま

す。

この資料4-1でございますけれども、大変恐縮でございますけれども、ちょっと大部にわたってしまいますので、お時間の制約もございます中で、資料4-2というものを御用意させていただきました。素案の概要ということで、4-1の下に1枚紙で御用意させていただいております。4-2の概要を御覧いただきながら、全体の御説明をさせていただければと思っております。

まず、素案の冒頭、小規模事業者政策の検討にあたってということで、基本的な考え方の整理をさせていただいております。一番大事なのは、我が国の中長期的な構造変化が非常に激しく起きているということでございます。申しわけございません。括弧書きに一番大事な「人口減少」というものを冒頭、書き損じてございます。人口減少がまず起きて、それから高齢化が進んできている。それによって地域経済もどんどん疲弊してきている現状があるわけでございます。こういった中で、グローバルな競争も激しさを増して、大企業の中には海外へ展開を進めている企業も出てきているわけでございます。そういう中で、小規模事業者は地域の中でビジネスをしておられる方が割合として非常に多いということで、どう対応していくのが大きな課題でございます。

それから、働き方の変容というものも書いてございます。これは、高度成長期、大企業に入って、そこでさまざまなチャンスや夢を獲得しながら働いていくという一つの典型的な働き方みたいなものがあつたわけでございますけれども、成熟期に入ってきて、必ずしもそれだけではないのではないか。この委員会の中でも少し御紹介させていただきましたけれども、利益を伸ばして成長する方よりも、むしろ自己実現を図るという理由で起業される割合も結構多いということで、日本人の働き方も随分変容してきているのではないかと。

また、IT技術、特に端末の技術が非常に急速に発達してきているということで、さまざまな変化が生じてきたという構造的な幾つかの非常に大きな変化が生じてきているということがまず1つの大きな観点だと思っております。

そういう中で、小規模事業者の方は商圈が限定されている、あるいは取り扱う財・サービスが限定されているということでございますので、こういうみずからを取り巻く情勢変化の影響を非常に受けやすい。そういう中で、うまく対応してみずからを変革していくことが非常に重要になってきているわけでございます。このために、政策面で見ましても、中小企業全体に適用する施策というものを小規模事業者にも適用していくということでは、必ずしも十分ではないのではないかと。小規模事業者の意義・課題、固有の特徴を分析し、小規模事業者を中心に据えた政策体系を構築していく必要があるのではないかと。これが全体を貫く一つの考え方であり、問題提起でございます。

もう少し各論を見てまいりますと、2ポツ、3ポツ、左側にございますが、小規模事業者の意義といたしまして3つ掲げさせていただいております。

1つは、国内外のニッチな需要を開拓していく。小規模事業者は、他者と差別化するために全く新しい製品をマーケットに出していく割合が意外に多いというデータも、一度御

紹介させていただいたと思います。そういう特徴を持ちながら、あるいは地域の中でフェース・ツー・フェースの信頼関係を獲得しながらビジネスをしていくという特徴を持っていることの意義。

それから、創業などを通じた個人の能力をしっかりと発揮していただく。先ほど働き方のところでもちょっと申し上げましたけれども、多様な人材にさまざまな価値観に基づく多様な働き方というものが出てきているのではないかと。その発揮を十全にさせていただくことの意義もあるのではないかと。

それから、小規模事業者は地域の経済あるいは雇用といったものの重要な担い手でもあります。地域経済の活性化をするためにも、小規模事業者が元気にやっていただくことが非常に重要ということでございます。

他方で、こういった意義がある小規模事業者の現状は大変厳しい状況でございまして、売り上げも減少し、中規模企業との格差もますます拡大してきているのが現状でございまして。そういう中で、課題を整理していくということでございまして、創業、事業立ち上げ後の実施段階、それから廃業して事業承継をしていくというサイクルとして捉えるべきではないかということで整理させていただいております。

創業の予備軍をしっかりと掘り起こしていく。あるいは、創業前後は苦勞する要素が多いものですから、そこをしっかりと支援していく。それから、出会いの場、学びの場を提供するというのが創業でも非常に重要なわけでございます。

それから、事業を実施していく段階でも、地域で持続的に経営していくものと、成長を志向して活動する、大きく分けてこの2つがあるかと思います。地域での持続的な経営のためには、顧客の視点に立って商品やサービスを提供する。それから、雇用を維持するという観点から事業を継続していくことが必要であるということでございます。それから、個社だけではない、地域全体が面的に活性化していくことがあわせて重要でありますので、面的な支援、小規模事業者同士あるいは小規模事業者以外の大企業あるいは支援機関、さまざまなプレーヤーと連携していく必要もあるということでございます。

それから、成長志向型の活動につきましては、生産性・付加価値をさらに高めていく。あるいは、海外展開へ対応したり、また小規模事業者でございまして、情報発信、売り込みも大変重要な課題になるということでございます。

それから、事業承継につきましても、息子さんを中心として承継がなかなかうまくいかないという現状があるわけでございまして、そういう中で多様な人材が参画していくことが非常に重要であるわけでございまして、また利益が出て初めて承継がうまくいくということでございまして、ビジネスモデルも見直しをすべきということも大事な点でございます。

それから、こういう小規模事業者自身の課題に加えて、小規模事業者を支援するあり方。これは、支援機関による支援だったり、行政機関による支援だったりするわけでございまして、この辺も課題があるということでございます。支援機関の間でも役割分担

をしっかりやって、支援内容自身も強化していかないといけない。それから、国も政策がしょっちゅうころころ変わるのではなくて、一貫して支援していく。あるいは、自治体との連携が十分できていないのではないか、ばらばらなのではないかという指摘もございましたので、自治体ともしっかり連携していくことが大事だと考えてございます。

以上の小規模事業者の意義・課題というものを踏まえまして、政策面でどういうふうを考えていけばいいのかというのが右側の5ポツでございます。小規模事業者もちろん独立した経済主体でございますので、政府の役割もあくまで一時的あるいは限定的なものであるというのが基本原則であろうと思います。特に民間の活力をかえって阻害するような救済措置みたいなものを作ってはならないのではないか。そういう前提の中で、他方でなぜ小規模事業者を支援していかなければいけないのかということの整理をさせていただいております。

1つは、規模の経済が働かないということで、価格競争力が弱い。また、リスクの吸収力も弱いという特徴が小規模事業者にはあるわけでございます。それから、営業部門がないとか組織体制が整っていないということで、顧客に対するマーケティングとか、規模の大きな事業者と比べると、情報の非対称性がある。それによる不利益が生じているのではないかと、こういう点が1つ重要なポイントだと思っております。

それから、②でございすけれども、経営者が高齢化している状況の中で、小規模事業者は規模が小さいということで、事業の存続が個人の能力に大きく依存しているというのが実態でございす。特に、経営者の不足が経営の悪化とか廃業に直結しているわけでございまして、そういう中で小規模事業者に参画する人材、就職する人材をしっかり確保していかなければならないということでございます。

それから、地域の環境変化に対しても大変脆弱な体質でございまして、特に地域の中で人口減少が加速している。これからどんどん加速していくと見られている中で、それをしっかりサポートしていかないといけないのではないかということでございます。

以上をまとめまして、その下のところでございすけれども、小規模事業者が社会経済情勢の変化に即応して、多様な関係者とのネットワークの中で、ビジネスモデルを変革しながら持続的な発展を遂げるために支援していく意義が大きいのではないかということでもまとめさせていただいております。

もう少し具体的に見てまいりますと、その下のところでございすが、小規模事業者の4つの課題。1つは、売り上げをどう維持・確保していくのか。2つ目は、経営層の高齢化、雇用者数の減少に伴って、廃業が増加、開業が停滞している。ここにどう対応するか。3つ目が地域全体の課題でございまして、地域全体の活力の低下に対応して、地域の活性化ということをどうやっていくのかということでございます。4番目で、経営課題の複雑化・多様化・高度化という状況の中で、334万という小規模事業者全体に対してきめ細かく支援を届ける体制が必要。この4つの課題があるわけでございます。

それを踏まえた小規模事業者対策の方向性が最後の右下のところでございすけれども、

小規模事業者、支援機関、国・自治体の三者、それぞれの方向性があるのではないかと整理をさせていただいております。

小規模事業者につきましては、まず小規模事業者の強みであります顔の見える信頼関係を積極的に活用していかないといけない。あるいは、周りの環境変化もしっかり把握しながら、みずからのビジネスモデルの再構築を果たしていくことが1つ。2つ目は、多様な人材、新たな人材をしっかりと活用して、事業の展開・創出につなげていく。3つ目は、地域全体の活性化ということで、地域をブランド化していく、にぎわいを創出していくということで、クリティカル・マスを超えるような注目度を創出して演出していくということ。方向性として、この3点があるのではないかと整理させていただいております。

それから、支援機関でございますけれども、小規模事業者の課題を自らの課題としてしっかりとらえて、きめ細かな対応をするということと、支援機関がそれぞれスタンドアロンでばらばらにやるのではなくて、連携してつながって、総力をあげて高度な支援をしていく。この2つの方向性があるのではないかと整理させていただいております。

それから、国・自治体でございますけれども、小規模事業者という事業体の小ささに着目して、その事業運営をしっかりとサポートしていくということと、366万から多少減ったとはいえ、334万という非常に多数の主体に対して有効に支援策を実施していかなければいけない。この2つがあるのではないかと整理させていただいております。

それで、今回、この小委員会での御議論は小規模企業の振興のための基本法につなげていくということがあるわけでございますけれども、この素案としてまとめさせていただいたものを、全体としてこれを基本法に反映させていくという考え方で整理させていただいております。

恐縮でございますけれども、先ほどの素案そのものの資料4-1を1カ所だけ御覧いただければと思いますのは、最後の40ページ、小規模事業者の振興のための基本法ということで、基本法に反映させるに当たりまして、基本法のフレームワーク、枠組みをどうしていくのか。前回、御議論いただきましたけれども、幾つかあると思っております。

1つは、小規模事業者の振興のための基本原則をしっかりと定めていく。事業環境が変化していく中で、小規模事業者にはしっかりと役割が期待されることをはっきり打ち出していくことでございます。

それから、国・地方公共団体・事業者、それから支援機関、関係者等のそれぞれが果たすべき責務というものがあるのではないかとということで、この責務をしっかりと明らかにしていくこと。

3番目でございますけれども、振興のための基本計画をつくる。ころころ変わるのではない、一貫した施策を実施していくために、今後5年を対象とする基本計画の策定を行って、国会にも御報告申し上げる。このようなことを定めていくべきではないか。

それから、振興のための国の基本的施策ということで、これは先ほどの小規模事業者対策の方向性をベースにしたものでございますけれども、A、B、C、Dとございます。多

様な需要に応じた販路開拓、新事業の展開。経営資源の有効活用、人材の確保・育成。地域経済の活性化、住民の生活の向上・交流に資する事業の促進。最後に、小規模事業者への適切な支援の実施。この4つを基本的な施策として定めていくということでございます。

それから、基本法とあわせまして、こういう基本法の方針に従いまして、これも前回、少し御議論いただきましたけれども、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」というものを、小規模事業者の振興をより一層進めていくために所要の改正をすべきではないかということで、ポイントは2点ございます。

1つは、伴走型の経営支援。小規模事業者の伴走をしながら、商工会・商工会議所が小規模事業者の新たなビジネスプランの策定・実施の支援のための体制整備をする。それから、商工会・商工会議所のみならず、地域全体の活性化ということをするとなれば、支援機関、地方公共団体、いろいろなところとネットワークをつなげながら構築していくということが大事でございますので、その辺の改正もする。このような法改正にも素案全体の考え方を生かす形でつなげていくということで整理させていただいております。

以上が素案の御説明でございますけれども、もう一枚資料を用意させていただいております。資料4-3でございます。新しい小規模事業者に対する振興のための政策をつくっていく中で、基本法をつくり、あるいは法改正すること以外に、実際の施策がついていかないといけないということでございまして、施策自身もこの素案の考え方に従って見直しをしていくべきではないかと考えてございます。その全体を整理させていただいたものでございます。ビジネスモデルの再構築。多様な・新たな人材の活用。地域ブランド化・にぎわいの創出。支援機関によるきめ細かな対応、高度な支援。左側に枠で囲って4つ整理させていただいたのが、先ほどの小規模事業者対策の4つの方向性でございます。

具体的なところは下の○印にポイントを書かせていただいておりますけれども、こういったさまざまなポイントを踏まえながら、この紙の真ん中にありますのが従来、小規模事業者対策としてやってきた施策でございまして、これを見直ししていかないといけないということでございます。

課題類型別に申し上げますと、ビジネスモデルの再構築という部分については、雲のような絵が右のほうに書いてございますけれども、地域に根ざして持続的に事業を営む小規模事業者への支援パッケージをつくっていかないといけないのではないかと。99年に中小企業基本法を改正した後、ややもすると中小企業の中でも規模が大きい事業者、あるいは急速に成長する事業者に対するサポートに力点が置かれがちだったのではないかと。そういう反省もあるわけでございます。

右側が、今回、国会に提出させていただく予定でございます、今年度の補正予算と来年度の当初予算の中から抜粋させていただいたものでございます。下線を引いた部分を特に御覧いただければと思いますが、小規模事業者の方が例えば地道な販路開拓をするための補助金。これもビジネスモデルの再構築ということを申し上げてまいりましたけれども、新しく構築されたビジネスモデルをしっかりと地につけるために、その後押しをする。それ

から、ビジネスモデルをそもそもどういう形でつくったらいいのかというのも、その上にございますようなセミナー・相談会などを開催して、しっかりサポートしていくことが大事ではないか。

それから、端末を始めとしたITの活用というものが、小規模事業者にとっては一つの販路開拓のチャンスになっているわけですので、特にホームページをつくったり、あるいはEコマースに入っていただくといった支援もしていこうということでございます。

それから、従来からございましたマル経につきましても上限の限度額を引き上げるわけでございますけれども、これもビジネスモデルの再構築のための事業計画を策定するといった方に対して、従来の1,500万円から2,000万円まで引き上げていくことを考えているわけでございます。

それから、多様な・新たな人材の活用ということでも、若者・女性を中心に、新しく小規模事業者の経営に参入する方を確保していくということで、がんばる中小企業・小規模事業者300選ということで、世の中の方一般、特に就職する候補になりそうな方に対しても、中小企業・小規模事業者の魅力を伝える。

それから、事業承継的な分野では、事業引継ぎ支援センターも全国展開していきたいと考えてございます。

それから、保証が経営者についていて、次の展開がなかなか難しいということに対応いたしまして、経営者個人の資産と事業体としての資産をしっかりと切り離すという前提で、経営者保証をなくしていくということで進めていこうとしているわけでございます。

それから、創業の部分につきましても、女性、若者／シニアの創業に対して融資制度を拡充したり、あるいは女性向けメニューを新たにつくったり、創業スクールということで創業のノウハウあるいは出会いの場を提供していこう。この間の臨時国会で成立いたしました産業競争力強化法の中でも、創業する支援体制として、市町村と民間の支援機関などの事業者の方が連携してやっていく体制を構築していこうということでございます。

それから、地域ブランド化・にぎわいの創出ということでございますけれども、従来から商店街の活性化あるいは地域資源の活用、農商工連携、さまざまやってきたわけでございます。この辺もしっかり拡充してやっていくとともに、面的な支援策、地域を活性化するための面的な対応をしていくためには、各関係府省とも連携していかなければいけない。これが非常に重要でございまして、この後、本日も各省の方々からプレゼンいただけるのではないかと考えておりますが、連携しながら地域活性化を図っていきたいと考えてございます。

それから、支援機関による支援のところでございますけれども、先ほど少し御説明申し上げた小規模事業者支援法を改正して、商工会、商工会議所による支援機能を高めていくということや、支援機関同士がしっかりとつながって、全体として総力を挙げて支援するための「よろず支援拠点」を整備するという。それから、支援機関にいらっしゃる指導員の方、アドバイザー向けの研修も充実させていく。

何より334万社、小規模事業者は多くいらっしゃいますので、データベースもしっかり構築して事実を把握しながら支援を展開していかないといけないということで、統合データベースも整備していこうということで、今回の素案の考え方を生かしながら、それぞれ充実させていこうということで、今、動き始めているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○石澤委員長 ありがとうございます。

引き続きまして、本日、オブザーバーとして出席していただいております関係省庁より、小規模事業者の関連施策として地域経済の活性化等に関する施策について御説明をお願いいたしたいと思っております。

まず、総務省からお願いいたします。

○総務省猿渡課長 総務省の地域政策課長でございます。それでは、資料5-2を御覧いただければと思いますけれども、「地域の元気創造プランの推進について」という資料をお持ちいたしました。当方は、小規模事業者の支援といいますか、地域活性化のために雇用を創出するような事業を進めていく場合に、結果として小規模事業者というツールが非常に重要になってくるという立場でございます。

1ページ、下のほうでございますが、来年度の予算編成の基本方針の一番肝だと我々が思っているのは、保険料収入や税収の基盤でもある強い経済を取り戻すというところがあります。その関連で、そのページの一番下でございますが、アベノミクスの効果を全国津々浦々まで波及させ、景気の回復と成長を実感できるよう、「地域の元気創造プラン」を全国で展開する。その場合に、関係府省との連携を進めることにしております。

1枚おめくりいただきまして、2ページ、地域の元気創造プランということで、プロジェクト1の地域経済イノベーションサイクルと、プロジェクト2の様々なインフラ・プロジェクトがございます。

下の3ページ、地域経済イノベーションサイクルの仕組みですが、それぞれの地域でいろいろお話をお伺いしますと、営業利益が出るようなビジネスモデルは結構ある。地域金融機関も預貸率が下がっているので資金はある。ただ、全部融資で設備投資をすると、その返却がなかなか難しいというお話が散見されました。

それで、真ん中に初期投資と書いておりますけれども、将来にわたるキャッシュフローの確保の見通しから、地域金融機関は幾らまでだったらお金を貸せるのですか。それで初期投資が全部賄えないのであれば、その初期投資の一部を自治体を通じて地域経済循環創造事業交付金で補助をさせていただきます。ただ、その場合には、右の②ですが、地元の人をどのぐらい雇用するのですか、地元の原材料をどのぐらい使うのですかということを条件にさせていただきます。

あと、今年度から67事業、先行的にやっているのですが、地域金融機関はノンリコースのプロジェクトファイナンスで融資をいただいておりますので、結果的に税引き後当期利益から元金を回収されるためには、税金のお支払いにも銀行のお力をいただけると期待し

ているということがございます。

4 ページが今年度、交付決定いたしました21.8億円の交付金に対しまして、地域金融機関から23億円の融資をいただいております。その67事業の年間収支計画を単純に足し上げますと、そこそこ売上高が出てきて、地元の雇用11億円、地元原材料18億円というのが年間事業計画になっております。これを7年、10年続けていただきますと、かなりの部分効果が出てくるのではないだろうかというところがございます。

下の5 ページが、金融庁の御指導もいただいて「産学官」に「金」というのを入れさせていただきました。産学金官の地域ラウンドテーブルの枠組みというのを、金融庁と一緒に全国に担当者を決めてつくっているところであります。地方自治体が、例えば、地域の雇用の創出、耕作放棄地の活用、ブランドの確立など、交付金を出すに値する期待される外部効果があると判断いたしましたら、そこで補助金等とありますけれども、地域の元気創造事業者、小規模事業を立ち上げる方に支援させていただきたい。

そのときの大条件が地域金融機関からの融資があるということでありまして、事業の目利きあるいはコンサルティング機能というのは、地域金融機関にお願いするということでございます。

6 ページでございますが、地域経済イノベーションサイクルの推進フレームということで、総務省として自治体にお願いしておりますのは、地域金融機関の融資が取れるということ。要は、営業利益が出ないようなビジネスモデルだとしようがないので、一定の初期投資を支援すれば先ほど申しました様々な公共的な意義があるということであれば、補助につきましては地域経済循環創造事業交付金、補正と当初がございますけれども、45億円ほど御準備させていただきたい。もし自治体のほうが出資等で支援する場合につきましては、これは資金手当でございますので、ある意味相当にあるということです。

あと、公共施設機能提供支援というのもありますけれども、要はいろいろな自治体を持っている公共施設あるいは公的な建物等々を、事業化のために提供するというやり方もあるだろう。そういうものについても資金手当等々を考えているということでございます。

7 ページ、下でございますけれども、自治体からの創業支援の各手法の特色ということで、小規模事業者の方が多いと思いますけれども、支出項目の中で毎年の利益で、人件費、原材料等の経常的支出、支払金利、税金も賄える。更新投資がどうかは別として、銀行からの元金返済もかなりの程度賄えるということであれば、融資が出てくる可能性があるだろう。ただ、それを超えて初期投資のコストが要ということであれば、劣後ローン、優先株、普通株あるいは全く返済の必要ない補助金というのをいろいろ組み合わせて、公共的な意義とあわせてやっていきたいということであります。

※印がございますけれども、将来の収入見込みがこれらの金額を上回れば、地域金融機関からのシニアローンが可能になるだろう。できればプロジェクトファイナンスが望ましい。一方、人口減少などで成長が見込みにくい地域においては、設備投資に係る資金調達が困難なので、交付金あるいは出資、劣後ローン等も検討していったらどうかということ

で、今、勉強を開始しているところであります。「また」というところで、過去に建設したインフラ等の利用を低料金または無料で活用していただく方法。あるいは、新しく整備してもいいのですけれども、そういう方法もあるだろうということでもあります。

どんなものがあるか、次の８ページでございますが、産業競争力強化法、中小企業庁の御理解をいただきまして、創業パートのところは我々も一緒に取り組ませていただくということで、中小企業庁と一緒に市町村の創業支援事業計画の作成等々に取り組ませていただければということです。

下の９ページ、どんな形で産学金官の連携が進んでいるのかということで、これは青森の例でございます。青森市は、これまでナマコの生産拡大をいろいろやってまいりました。そのうちに中国に乾燥ナマコがかなり売れるようになったので、青森市の２０ぐらいの水産加工業者が作り出した。それで、ほかに多様性がないかということで、青森市が弘前大学に機能性成分の調査を委託いたしましたところ、乾燥ナマコから白癬菌、水虫を防止する作用があるという研究結果が出ました。

ところが、乾燥ナマコは中国で高く売れるものですから、あれを削って使ってもしょうがない。乾燥ナマコをつくる過程で煮るものですから、体積が１０分の１以下になる。煮汁も出てくるし、内臓も産廃で金を出して捨てていたのですけれども、それを原材料に使えないかということで、弘前大学が臭いと色をとって機能性成分の抽出に成功いたしました。それで地元の大豊という水産加工会社、何とかできないだろうかということで青森銀行に御相談いただいたところ、青森銀行が関西の方のOEMで靴下を作っているメーカーを御紹介されて、水虫防止靴下、３足１,０００円で作れますよという話になりまして、それでビジネス化を図ろうという事例とかがあります。

１０ページは飛ばしていただきまして、１１ページ、とりあえず今年度やりました６７事業、下のほうを御覧いただきますと、第一地銀、第二地銀、信用金庫、信用組合、JA等、様々な金融機関の御指導をいただきながら、ブロック別でも全国万遍なく事業化が進められているところでございます。

１２ページ、地域経済循環創造事業交付金のいろいろなモデルがございますけれども、一番事業化になじみやすいのは、「１．地域内の資金の流れを変える」ということで、今までのキャッシュの流れを変えるのが一番多いようでございます。

例として、下の１３ページ、これは北海道の芦別市というかつての炭鉱町で人口１万６,０００人ぐらいのところですが、大きなホテルがありまして、重油でお湯を沸かして暖房をやっておりまして、年間６,０００万円ぐらい重油代を使っていました。それがリッター７０円の頃で、今は９０円を超えてきたので経営が難しいということになって、農水省の補助金を入れて、ホテルが木質チップボイラーを思い切って入れられました。

そうすると、材料になる木質チップが必要になったわけですが、９割以上が山ですので、林地残材があちこちにあるということで、市と北洋銀行が共同で木質チップの製造工場を造る支援をすることになりました。林地残材は幾らでもあるわけがあります。温

泉はリッター70円のときに6,000万円かかっていた重油と同じ熱量の木質チップが3,300万円で購入できるということで、経営が成り立つという話になった。3,300万円がチップ工場に行くと、毎年1,540万円の雇用と林地残材購入費1,080万円、これは全部人件費ですけれども、林野組合の人たちの手間賃になるということで動き始めたのです。

北洋銀行が全部自分で貸すと返却が厳しいということで、10年間の3,000万円だったら無担保・無保証でオーケーということだったものですから、残りは交付金でということで動き始めている例でございます。

14ページは、徳島県の阿波尾鶏という地鶏ですが、輸入トウモロコシをずっと食べていたのですけれども、農水省の御指導の中で国内の飼料用米に変えようとなった時に、米には肥料が要る。阿波尾鶏というのはたくさん糞をするものですから、それを有機肥料に変えようという事業化。これも今までトウモロコシ代がかかっていたのを米代に変えるだけです。キャッシュはあるということで、阿波銀行も6,500万円、無担保・無保証で結構ですよという話でございました。

15ページの和歌山県は、害獣であるイノシシを豚と掛け合わせてイノブタということで製品開発しようという例でございます。

16ページの江別市は、国内産の強力粉ということで、通用力はかなりあるのですけれども、生産が安定しないということで、北洋銀行の御支援をいただきながら大きな貯蔵倉庫をつくって、毎年の出荷額を安定させて勝負をかけようという例でございます。

17ページは、1次製品のシカメガキというのがロサンゼルスではクマモトオイスターとして売っていたというので、自分たちもつくろうかというものです。

18ページは、北海道はエゾシカで毎年60億円ぐらい被害があるということで、いろいろな対策が打たれていたのですが、近ごろジビエブームで狩猟肉がはやっているということです。ですから、エゾシカを家畜にしようという取り組みを始める。ただ、新製品なので売れるのかなということで、北海道銀行が1,000万円ぐらいの融資だったので、交付金4,000万円ということで、少し交付金の割合が高いですけれども、こういうものをいろいろ組み合わせて、起爆剤としていろいろなアイデアを募集しているような状態でございます。

22ページは、資源エネルギー庁の御指導をいただきながら、電力改革を進めるので小売の自由化とか発電の自由化ということになると、地元のガス屋さんとかいろいろな事業者が発電をやるかもしれない。その時に例えば、地域のガスのコージェネレーションなどがあると聞いたのです。ところが、地域のガスのコージェネレーションといったものを導入して地域のエネルギーシステムを構築するには巨大投資インフラが要るので、地域の個々のプロパンガス屋さんは事業転換が難しいだろうというお話がありました。

下の23ページですが、資源エネルギー庁と連携して予備調査を31団体でやっております。これで来年は、予算案が6億2,000万円程度ですので、5から10ぐらいを選んで、上の事業内容ですけれども、具体的なマスタープランを作ろう。どのぐらいの需要があって、どのぐらいの供給能力が可能で、その供給するための想定投資額はどうか。その場合にイ

ンフラを上下分離して、それぞれどんな形になるのだろうかというのを少しやってみたいと思っております。

24ページでございますけれども、上下分離した場合に、地域で活動するエネルギー企業群は勝手にどんどん出てくればいいわけではありますが、そういう人たちに提供する大きなインフラを管理する会社をつくった場合に、設備使用料の支払いが最初からうまくいくのだったら、民間ベースで六本木ヒルズみたいにやってもらえばいいのですけれども、地方ではなかなかそうはいかないだろうということで、下部インフラ会社をつくる意欲のある自治体と地域金融機関を募集しているところであります。右端にあります、事業全体のリスクをエネルギーインフラ会社の資金調達構造によって調整する。リスクが高ければ高いほど、メザニンとかエクイティを増やしていくという形で検討していただく。

ただ、市町村のほうに言っているのは、事業全体を成功するためには使ってもらえないといけない。そこに熱供給管があるのだったら熱を使う。あるいは、コンパクトシティ化を進めながら需要も集めていく。そういうまちづくりとあわせてやっていく覚悟がある市町村ということで、募集をかけているところであります。

最後、26ページでございますけれども、「公共クラウド」ということで、これはいろいろな自治体が文化財や産業、避難所などの多くの情報を持っております。それを自分の中に持っているものですから、これは個人情報ではありませんので、オープンにしていくということでございます。

これは、下の27ページのような形で、公共クラウドの公開データということでデータベースの構造設計をやっておりますけれども、一定のルール、APIでどんな方々もとれる。先ほどの早田室長にも、中小企業支援のデータがあったらここに載せてくださいというお願いをしておりますので、こういうものも結果的にいろいろなお手伝いができればと思います。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○石澤委員長 貴重な御報告、ありがとうございました。

次に、厚生労働省職業安定局からお願いいたします。

○厚生労働省石垣室長 厚生労働省職業安定局地域雇用対策室長の石垣でございます。着席して御説明させていただきます。私どもの部署は、厚生労働省の中で、地域経済、地域の産業を活性化することによって雇用を生み出していこうという施策をいろいろと実施している部署でございます。資料5－3に基づきまして、全く概略でございますが、御説明させていただきたいと思っております。

私ども、こちらにございます、昨年12月に閣議決定されました経済対策で、新しい地域人づくり事業というものを創設しようと考えておりますので、その趣旨と概要と取り組みの事例を御説明させていただきたいと思っております。

まず、経済対策の中で、お手元の資料、中ほどよりちょっと上ですが、下線が引いてございます。女性・若者・高齢者を始め、頑張る方々の雇用を拡大して、地域における人材

育成や雇用の拡大、質も量も含めてですけれども、こういったものをしっかりと取り組んでいくというのが示されたと考えております。

具体的な施策としては、繰り返しになりますので中身は説明しませんが、真ん中よりやや下のところ、女性の活躍促進の中の施策の例としまして、女性・若者等の雇用の拡大、賃上げ促進及び人材育成と書いてありますが、以下、2ページに続いて、若者・高齢者・障害者、同じような統一的な枠組みで取り組んでいくということになっております。

資料の3ページでございますが、具体的には上のほうに書いてございます地域人づくり事業という形で実施していこうと思っております。今、補正予算案として出させていただいているのは1,020億円ほど、全国の自治体向けの予算ということで考えております。

趣旨としましては、先ほど申し上げた経済対策の一環ですので、地域ごとのさまざまな産業や社会情勢といったものを踏まえて人づくりを行いまして、地域の雇用の拡大、賃金の上昇や家計所得の増大などの処遇の改善に取り組んでいく。これに当たりましては、趣旨の2つ目の○にございますように、民間企業や経済団体の皆様のお力をおかりして地域に応じた取り組みをしてみたいと考えております。

左側の事業スキームのところでございます。予算が成立しましたら、厚生労働省から各都道府県に事業計画に基づいた交付金の交付を行います。一部は市町村のほうにもお配りいたしまして、いずれの場合についても事業を民間委託という形でお願いさせていただく枠組みでございます。個別の民間企業さん、あるいは経済団体、業界団体、商店街さん、工業団地さんといったいろいろな団体を含めまして、事業の委託という形をとりまして、その先、求職者が雇い入れられるようになる、あるいは在職者の方の処遇が向上するようにするといった事業にお取り組みをお願いしたいと思っております。

具体的な事業内容は、真ん中ほどでございます。それぞれ受託された団体や事業主の方は、雇用の拡大の支援をするのか、自社の社員の処遇の改善をするのか、大まかな計画をあらかじめ立てていただきます。そんなに難しい計画になる予定ではございません。そういった計画を立てていただいた上で、失業者の方を教育・訓練をして自社のニーズに合うような人材にして雇い入れる。あるいは、小さい企業さんですと、自前で育成がなかなかしにくいときに、間に団体の方々が入っていただきまして、個々の企業さんのニーズをお聞きしながら、必要な人材をじかに育てるお手伝いをするというようなことでございます。

処遇改善のほうは、経済産業省さんを始め、各種経営支援のお取り組みの手法があると思いますので、私どもとしてもそういったところと連携をさせていただければと思いますが、そういったものの御協力もいただきながら、社員の定着あるいは非正規労働者の能力を上げて正社員化をしていただく。あるいは、賃金などを上げるための原資としての海外販路拡大やグローバル人材の育成といったお取り組みに対して、私どもの観点から人材育成や人材確保について御協力するといったものにお使いいただきたいと考えております。

これだけですと少し抽象的かと思いますので、4ページ以降、このような形でお使いいただくことが想定されるのではないかとこのものを3点ほどつけさせていただいております。

す。もちろん、これ以外にも地域の状況に応じたさまざまなお取り組みがあり得ると考えております。

1つ目は、雇用拡大プロセスでございます。最近、求人倍率が改善してきたということで、地域では、例えば建設業、介護業、食品加工業などは人手不足がかなり顕著になってきております。一方で、企業の皆様も、一定の能力がない方は幾ら人手不足でも雇えませんよということがあると思いますので、間に商工会議所さんや業界団体さん、あるいは人材育成会社さんなどにお入りいただきます。もちろん、個別の企業さんで取り組むことも可能なのですが、必要な教育を施して、場合によっては受け入れる予定の企業さんに実習に行っていただきまして、そこで実際に働いていただいて、能力があるなということになりましたら人手不足のところで採用していただくという仲立ちのお手伝いをするといったものでございます。

5 ページ目、2つ目でございますが、処遇改善プロセスということで、社員の方の処遇を向上するというものでございます。イメージとしましては、一番下の絵を御覧いただければと思いますが、自治体さんから今でも経営支援などをされていると伺っておりますが、税理士会さん、商工会・商工会議所さんといった団体の方々に事業を委託しまして、地域の中小企業さん、小規模企業さんなどのいろいろな御支援をいただきます。私ども、雇用の質をよくしたりするという立場があるものですから、最終的に社員の方の賃金の向上とか処遇の向上につながるものとなりますけれども、支援の枠組みのお手伝いをするといった形でございます。

6 ページ目、同じく処遇改善プロセスですが、若者などの職場定着の支援をするという事業でございます。これは、中小企業さんがせっかく若者を採用しても、いろいろな事情があるとは思いますが、すぐに離職してしまうという状況があるときに、中小企業さんですと1年にお一人雇うか雇わないかですと、雇われた新卒の方も悩みを相談する先がないとか、すぐにドロップアウトしてしまいやすいという状況がありますので、例えば地域の商店街さん、工業団地さんみたいなところで、その年に採用した方々をまとめて研修したり、お悩みを聞くような枠組みをつくるということを行っていただいて、結果的に定着率を向上させまして、御本人にとっても、企業さんにとっても余計なコストがかからないようにするといったお取り組みを支援するものでございます。

私どもとしては、こういった事業を、経済産業省さんを始めとしまして、関係の施策あるいは地域の方々、経済団体の方々の御協力をいただきながら、地域の雇用の場の拡大、それから処遇の向上につなげていきたいと考えております。

雑駁ですが、以上でございます。

○石澤委員長 ありがとうございました。

次に、農林水産省からお願いいたします。

○農林水産省内田課長 農林水産省食料産業局企画課長の内田でございます。早速でございますが、お手元に配付してございます資料5－4に基づきまして、当省の中小企業関係

の施策について御説明させていただきます。

まず、今、アベノミクスの3本目の矢の成長戦略に基づきまして、農林漁業を成長産業にしていこうということでいろいろな施策をやっておりますが、当局では主に2本の柱としまして、6次産業化と農産物・食品の海外への輸出促進にウエートを置いて、今、施策を集中させております。

まず、1ページ目が6次産業化の来年度予算のPR版になりますが、言うまでもなく、農山漁村というのは、食物もありますし、いろいろな自然の地域資源とか観光とか文化、そういういろいろな資源がございますが、これがなかなか農山漁村にお金として落ちていない。資源がいろいろあるのですが、それが眠っている状況でございます。これは当然、1次産業だけの努力では限界がございますので、2次産業、3次産業と連携して、今、眠っている資源をお金にしていこうということで、1次産業、2次産業、3次産業の連携で、 $1+2+3$ 、 $1\times 2\times 3$ 、これはどちらも6になるのですが、6次産業化ということで進めております。

具体的には、2次産業、3次産業、一番基本になるのは食品産業、外食産業になるのですけれども、それ以外にも、例えば医療、介護、サービス業、福祉業とか観光業といったところとも連携を図っているところでございます。

それで、具体的なイメージは2ページ目にポンチ絵がありまして、下に想定事例という絵がございます。例としまして「トマトゼリー」の商品化であります。トマト生産者、農家をキーとしまして、ホテル、土産物店、外食産業事業者、加工業者が連携してトマトゼリーを商品化して、ホテル、土産物店、外食産業で売っていく。重要なのは、こういうことが長く続くためには、連携によって1次産業、2次産業、3次産業の皆さんがウィンウィンになっていく仕組みを作るために、我々、いろいろな補助金とか施策で御支援しているところでございます。

これが一歩進んだ形が4ページになりますが、これまでは伝統的な補助や融資の方法で1次産業、2次産業、3次産業の連携を支援していたのを、ファンド、出資という形で支援しております。この仕組みはいろいろややこしいのですが、基本的なことを申しますと、一番右に農林漁業者というグリーンの枠があります。これが1次産業です。その下にピンクで6次産業化パートナー企業、これが2次・3次産業。こういう両者が合弁で出資して新たに事業体をつくりまして、6次産業化事業体というところに最近クールジャパン・ファンドとか、いろいろな官民ファンドがございますが、農林漁業成長産業化ファンドという官民ファンドが投資するというをやっております。

この仕組みがちょうど1年前、昨年2月にできまして、これまで6件の出資案件が決まっておりますが、御紹介させていただきますと、そのうちの1件が本日御出席の寒郡委員が代表取締役・社長を務められておりますジャパンホートビジネスという会社でございます。これは、業務としましては植木や盆栽の輸出ということでございますが、このケースで言いますと、上の農林漁業者が植木・盆栽の生産者、パートナー企業が海外への輸出ノ

ウハウを有している両者が新たにジャパンホートビジネスという会社、青い6次産業事業体をつくりまして、これに対して官民ファンドが支援して植木・盆栽の海外輸出を進めているというモデルケースを進めておるところでございます。

5ページ以降がもう一つの柱であります農産物の輸出でございます。ページをめくっていただきまして、8ページをごらんください。我々が今、目標としておりますのは、右にありますように2020年に輸出額を1兆円規模にするということで、現在、約5,000億円弱でございます。これをあと六、七年ぐらいで倍にするという目標を立てております。

8ページの表にございますように、単に輸出するという話と、まず海外に日本の食文化を普及していこうということがありますし、順番が逆になりますが、一番左に世界の料理界で日本の食材を利用して現地のメニューでアレンジしていただく。これがMade FROM Japan、先ほどの日本の食文化の海外展開はMade BY Japan、日本でできたものを輸出するMade IN Japanということで、それぞれFROM、BY、INの頭をとりましてFBI戦略と銘打っておりますが、これを今、進めておるところでございます。

特に食文化につきましては、JETROさんのいろいろなアンケートなどを見ますと、世界の料理で海外に人気があるのは断トツで日本料理でございます。第2位がイタリア料理。ただ、農産物の輸出という観点から見ますと、イタリアのほうが日本の10倍の食品・農産物の輸出をしております。これは、現状を申しますと、日本食の人気はあるのですが、日本食、日本製品、日本食品の輸出には、それがいまひとつつながっていない状況にありますので、日本食文化への人気を日本食品、日本農産物の輸出に何とかしてつなげたいということで、まずは日本の食文化を発信していこうと考えております。

先週、安倍総理がオマーン、コートジボワール、モザンビーク、エチオピアと、中東、アフリカを外遊されました。モザンビークという国がございます。モザンビークという国はポルトガルの旧植民地でありまして、シーフード、海産物をよく食べる文化があります。寿司、天ぷらといった定番ものに加えて、日本の味噌汁を出したところ、とても好評でした。日本のこういう食材を使えばおいしいものができるということで、日本の食文化を紹介しているということで、単に物を輸出するだけではなくて、日本のもので現地の料理をつくるというFBI戦略というものを一貫して進めているところでございます。

11ページは、今の食文化に限定した話でございまして、これは2020年のオリンピックの招致とか、昨年12月の和食の無形文化遺産登録、あとは2015年、来年のミラノ博覧会を念頭に置きまして、日本食・食文化の魅力をより発信していこうという政策に我々、取り組んでおります。

12ページ以降が、以上の取り組みを根底で支える非常に重要な食の安全・安心の取り組みであります。日本の食品というのは安全・安心が売りでございます。御存じの方もいると思いますが、HACCP（ハサップ）と申しまして、食品の高度な品質管理・衛生管理のシステムでございます。そもそもは1960年代にアメリカが宇宙開発をしたときに、宇宙食の衛生管理をどう保つかということで導入したシステムでございますが、このHACCPというシス

テムが今、世界の衛生管理・品質管理の潮流となっております。

我々は、これを各食品事業者さんにぜひ導入してほしいということで施策を進めておりますが、真ん中の政策目標という欄にありますように、現在27%でございます。大企業様ですと約8割、9割ですけれども、中小企業様ですとまだ3割弱という状況になっております。これを何とかして50%にしていきたいと考えております。一方で、先ほど我々は輸出を進めているという話をしましたが、HACCPに取り組んでいる工場でつくったものじゃないと輸入はしませんということを、海外では最近言い出してきております。その意味で、アメリカしかり、EUしかり、HACCPに取り組むことが輸出を進めていく上でも重要ということで進めておりますが、中小企業様ではなかなかハードルが高い。

14ページに円錐の図があります。HACCPシステムというのは、山で言うのとてっぺんのほうで、高度な難しいシステムです。これが中小企業様だと、人材確保とか知識の問題とかコストがかかるということで導入が難しいということで、現在、27%の導入にとどまっております。

今回、法律を改正しまして、一発でHACCPシステムを導入するのは、それはそれで結構なのですが、そこまでは行けません、まずは、てっぺんに行くために基盤となるような施設整備とか従業員の教育、コンプライアンスに取り組みます、機が熟したら本番のHACCPシステム、頂上のシステムに向かいますという方のために、高度化基盤整備という、山に例えると、いきなり頂上へは向かわずに、自分は5合目、6合目で一旦休憩したい。そういう方々がいろいろな施設を整備するものも、今回新たに支援の対象としたところでございます。こういったことで、最終的にはより多くの食品事業者の企業の方々が、一番上のHACCPシステムを導入していただくことを目指してございます。

最後の17ページ、18ページ目は、農林水産関連企業に対する金融措置ということで、それぞれいろいろなメニューを載せておりますので、御参考にしていただければと思います。

以上でございます。

○石澤委員長　ありがとうございました。

次に、観光庁から御説明をお願いいたします。

○観光庁山本室長　観光庁観光戦略課調査室の山本と申します。資料5－5として、中小企業政策審議会第6回小規模企業基本政策小委員会説明資料とを御提示させていただいております。

これに先立ちまして、観光庁の取り組み施策全般について簡単に御説明させていただきます。観光業は、今回のテーマ領域の小規模企業が非常に多い産業ではございますが、観光庁自体5年前に設置されたまだ若い官庁でございまして、地域振興政策が十分に整っていないところがございます。今回は、その中で3点ほど御説明させていただきます。

その一方で、日本経済の少子・高齢化が進む中で、先ほども農林水産省さんのほうからも御説明がありましたが、外需を取り込むということを強化していく方向性が求められています。観光庁も、小泉政権の時代からビジット・ジャパン事業を推進することで、訪日

外国人をふやす政策を10年ぐらい担ってきております。開始当初は500万人台でしたが、昨年、皆様方の御協力もあり、ようやく念願の1,000万人を達成することできました。

訪日外国人を呼び込むということが、普通の産業の輸出に相当するもので、昨年の訪日外国人の消費額を内部で計算しており、1.5兆円前後になるのではないかと見ております。まだ最終的な確定的な数字ではございませんが、電子計算機・同付属装置の輸出にかなり水準にまで来ている状況でございます。したがって、今後、観光庁といたしましても、さらなる訪日外国人の需要を喚起するために次なる施策を検討しているところでございます。

このように、少子・高齢化の中で日本が成長していくために、外需を取り込むということに力点が置かれるわけでございますが、日本の特に観光業を中心として発展が期待される地域に外国人が来ていただければ、地域の成長にもつながるということで施策を検討しております。

5-5に3つほど現在取り組んでいる施策がございますので、それについて簡単に説明させていただきます。

1つ目が、観光地ビジネス創出の総合支援というものでございます。これは、観光地域の現地において具体的に着地型旅行商品としてどのようなものを提供するかという観点から検討する事業でございます。例えば食のメニュー開発、お土産、体験プログラムといったものを検討して、ビジネスモデルを構築をする。さらに実証実験を行って、そのデータについて検証していくというものでございます。これについては、群馬県で取り組んだ事例等がございます。こういった地域の商品開発を支援する施策を行っております。

続きまして、似たような概念の事業ではございますが、2ページ、3ページでは、観光地域ブランド確立を支援する事業を行っております。これは国内外から選好される、まさに国際競争力の高い魅力ある観光地域を作っていこうということで、平成25年度から取り組んでいる事業でございます。観光地域ごとにレベルもいろいろございますので、それに応じてのブランド確立を支援していこうということで行っている事業でございます。

このブランド確立事業は、2つの支援策を用意しております。

1つ目が2ページの下段左側の事業でございますが、観光地域ブランド確立基盤づくり支援ということで、まずコンセプトや滞在プログラムの企画からスタートし、今後どういった展開をやっていくかというコンセプトチャートなどから考えていこうという場合に支援を行うというものでございます。

それから、右側が観光地域ブランド確立支援ということでございまして、より具体的に滞在プログラムを実施する場合や、主たる滞在促進地区の魅力を向上するために必要な事業があれば、それを支援する、あるいは、マーケティング調査とか品質管理といったことで、具体的に観光地域としてのブランド確立のプロセスにおいて支援するメニューとして用意しております。

3ページでございますが、これを実際に実施している地域では、財団法人や社団法人と

いう形態で事業を推進していただいております。ブランド確立基盤づくり支援は1つ、ブランド確立支援は5つの事業が進んでいるという状況でございます。

それから、4ページのように、地域観光環境改善事業を行っております。これは、旅行者ニーズの多様化や旅行スタイルの変化等に対応し、魅力ある観光地域づくりを推進するために、課題解決に向けた取り組みに対して支援を行うものでございます。課題解決手法のモデルを構築するということに力点を置いておりますが、この最終的なゴールは、滞在交流型観光を目指しております。長期にわたって、できるだけ長い時間、その地域で観光していただくことを進める目標に向け、その課題を解決するための施策でございます。これは25年度、26年度に実施するものでございます。

これについては、4ページの中ほどにフローが出ておりますが、計画、事前チェック、実施、事後チェックというプロセスを踏んで実施するというものでございます。

体制については、国から地域に専門家の派遣することで助言していけるような形を進めております。こうしたことで、滞在交流型の観光を各地域に根づかせようとしております。

具体的な施策としては、これらの3つでございます。

○石澤委員長 関係省庁の4人の方からわかりやすい御説明をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、これから討議に入ります。御発言のある方は、ネームプレートをお立ていただきますようお願いいたします。それでは、西村委員、どうぞ。

○西村委員 日本商工会議所中小企業委員長で、大阪商工会議所の副会頭をしております西村でございます。

まず最初に、事務局の皆様方におかれましては、今回、これまでの議論を踏まえまして、恐らく昼夜を問わず、また休日を返上して、とりまとめに向けた素案等を作成されたと思っております。心から敬意を表する次第でございます。本当にどうもありがとうございました。

さて、素案の40ページ以降に基本法の検討について記載されておりますが、私から3点、御意見を申し上げたいと思います。

まず1つ目は、36ページの創業・事業承継の支援についてでございます。当所では、創業や事業承継の重要性につきまして、これまで意見を申し上げてまいりましたが、今回、36ページに創業や事業承継の支援について記載いただいておりますので、非常にうれしく思っております。

一方、基本法の検討について記載されていきます40ページ以降につきましては、創業や事業承継の支援についての記載がないように思います。内容的にはしっかり創業や事業承継が入っておりますが、40ページの（４）の「振興のための国の基本的施策」の中に、創業や事業承継の支援について、言葉として残念ながらございません。本日おられる皆様方は、しっかり理解しておられると思いますが、5年後にそれが果たして理念として残るかどうかということについては、いささか不安なところがございますので、文章でここに一言入

れていただければ、必ずや5年後も見直しの中に入っていくのではないかと考えていますので、ぜひ明確に記載していただければありがたいなと思っております。

2番目は、41ページの体制整備についてでございます。「小規模事業者が経営計画を策定するための支援」について盛り込まれておりますが、小規模事業者にとりましては、経営計画を作成することは大変な労力でございます、その作成するメリットを国としても何か御用意いただくことが重要だと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、私ども商工会議所としましては、きめ細かく対応してまいりたいと思ひますが、支援のリソースにも限りがありますので、今回、新たに盛り込まれます本事業と、現在、都道府県の事業として実施しております小規模事業者支援事業との間で、さまざまな調整が必要だと感じております。39ページに、国と地方公共団体が「定期的な情報交換の場を設けることも有用」と記載されておりますが、国及び都道府県における小規模事業者支援施策の優先順位づけや体制強化など、都道府県としっかり調整していただければありがたいなと思ひます。この辺の意見も、ここまで取り上げていただいたことについては、非常にうれしく思ひます。

3番目は、同じく41ページの「連携の推進」についてでございますが、今回、商工会議所・商工会を中核と位置づけていただきまして、非常に心強く思ひます。また、商工会議所といたしましては、これまで以上に自己研鑽に励むとともに、他の支援機関との連携をより一層強化いたしまして、また他の支援機関の御協力をいただきながら小規模事業者の支援に尽力したいと思ひます。頑張りますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

私の発言は以上でございます。ありがとうございました。

○石澤委員長　ありがとうございました。

では、寒郡委員、どうぞ。

○寒郡委員　寒郡でございます。まず、全体的に私も本当に素晴らしいものをつくっていただいたというのは同感でございます、皆様方の御苦勞に本当に感謝いたしたいと思ひます。

その中で、前回、私、小規模企業政策を含めて、各省庁にまたがることなので、うまく横串を入れるような連携を深めていただければというお話をさせていただいて、今日、早速プレゼンテーションをお聞きしまして、実は私、大変びっくりしました。私が勉強不足なのかもしれませんが、特に総務省さんのやられている地域力創造に関するいろいろな事例については、経済産業省さんがやられている地域資源等の活用の事業等にも非常に関連性もあると思ひます。しかし、私は総務省さんがこういう形でやられているというのは、勉強不足で大変申しわけないですが、よくわからなかったのですね。

それで、ちょっと感じているのは、特に市町村レベルでこういうことを特に連携の中で一緒に話し合う場というのは、ほかの市町村はあるのかもしれませんが、少なくとも私は

経験していません。その地域を盛り上げるための施策という総務省さんのような全体的な流れの中での施策と、個々の企業に対する施策という幾つかのレベルがあると思うのですが、特に小規模事業者にとってはその地域が伸びていくことが非常に連動しますので、そういった意味においては、段階的な議論をする場というもののだけでも、今回の小規模企業基本法に則するのかどうかわかりませんが、中小企業とか地域おこし全体の話になるのかもしれませんが、議論する場あるいは情報が提供される場というのは、ぜひ提供いただけるようなことをお考え願えないかと思っております。

例えば農水省さんがやられているようなことは、私どもですと農協みたいなものがありまして、お互いに情報交換がたまにありますのでわかるのですが、市町村、行政の方がやられていること、特にまちおこしといったことに余り一生懸命になられていない行政のときには、これは総務省さんレベルでできる話じゃないかなというイメージがわきませんので、その部分をぜひ今後の中で各省庁の方々にお願いですが、実際にその地域がよくなること、私ども底辺のレベルでの話し合いが必要です、ひとつ御議論いただければと思います。

以上でございます。

○石澤委員長 続いて、三神委員、どうぞ。

三神委員 ありがとうございます。恐らく様々な省庁の御担当様がお話くださったことに對し、本日は分野間に穴があいているところ、省庁間で共有していただいたほうがいい情報があれば、この場でご提供するのがひとつの趣旨であると解釈いたします。一部のご担当様には既にお話させていただいた内容も含まれますが、気づきました点をお話しさせていただけたらと思います。

プレゼンテーションの順番で、まず、総務省の御担当様から都市開発的な切り口、例えばスマートシティ、コンパクトシティ、再生可能エネルギーを生かした都市開発についてお話がありました。ヨーロッパの場合、例えば極めて小規模な農家や個人が風力発電のプラントをちょっとずつ出資し合ってつくりたい、あるいは地元の中小企業がそうした分野に施工や製造で参入したい場合、中小企業や個人・地方都市向けの保険ブローキングが重要な役割を果たします。日本の保険の産業構造では制度化はされたものの未成熟な分野です。小規模サイズの事業者がイノベーションを起こしていくときや、こうした新しい都市づくりに技術を導入していく際には製品に故障のリスクが伴うのです。

この故障が、果たして製造者の責任なのか、施工会社の責任なのか、そもそも立地選択時のデューデリジェンスの欠陥なのか中立的に精査する機能を、こうした保険のブローカーは中立的に、同時に果たします。この専門サービスはグローバルで超大規模案件については米国系のMARSHなどが市場をとっていますが、中小・地域版の市場をとるニュートラルなブローカーが業態として日本には浸透していないないと思われます。

中小・地方向け保険ブローカーが何をやるかという、それぞれのサイズあるいは新しく参入しようと思う分野――再生可能エネルギープラントでも、スマートシティでも、参

入したい中小事業者や買い手の個人向けに、いずれの保険会社からも中立的に、どういう保険を組み合わせるとベストかコーディネートする専門のコンサルティングサービス、知識サービス業です。日本は、中小企業・小規模事業者向けの保険商品、当事者の意識、そしてこうしたブローカーの領域がそもそも抜けているがために、結局大手メーカー商品とセットになっているものだけ納入して終わり、という事態から進まなかったり、中小企業や地元の新規参入は故障がいろいろ起きるから買い手にとっても不合理ということになり、結局市場として育たない。まず、このグローバルブローカーが手を出さない仲介市場をどうやって日本国内の地方都市向けサイズでつくっていくのか、が面としての支援に重要であろうと考えます。

部分的にデューデリジェンスサービスについては日本の大手メーカーも欧州にヒアリングに行かれるなどしていますが、グローバル競争を控える中で、自分たちがやるにはマーケット規模が小さすぎるという理由で参入していないきらいがあります。。これはヒアリングを受けた欧州側の企業から伺ったことですので、ある程度方向性として見てよいかと考えております。もう一点、もう少し中期的未来の話になると思うのですが、いよいよ都市単位で競争力をつけていくと——例えば省エネの都市システムと周辺技術で非常に優秀である、あるいは自然保護・環境対応型、介護やバリアフリーで優秀である——こういった都市ごとの技術やビジネスモデルが出てくると、都市単位、コミュニティ単位での資金調達という考え方が出てきます。プロジェクトファイナンスは既にありますが、テーマ別に、都市に対する格付サービスがイギリスでは登場し始めており評価会社も存在している。都市単位のグローバル資金調達競争を日本も将来的には想定し、調べておく必要があるものの、こうした横断領域らは省庁のどこが御担当になるでしょうか。

また、さらに自ら新しい概念の産業を世界に打ち出す場合、新しい領域の企業を先行的にグローバル展開させていくために、株式市場向けのインデックス情報を発信する動きも出ております。ドイツが再生可能エネルギーを産業として定義していく過程でも、リニューアブル・エナジー・インデックスという指標を作り、ロンドンの証券取引所に販売しているのです。こうした、事象がうまく動くための知識サービスのを並行してぜひ育てていただきたい。

もう一点、都市との関係で言うと、人口統計額を前提にして、それに基づいて計画を練っていく必要があるだろうと思っております。私はフランスの人口統計学者のエマニュエル・トッド氏と仕事で御一緒している関係で、よくお話をさせていただいているのですが、日本は中国と違って——先日日経新聞にも載っていましたが——、規模は停滞するけれども、そこから先は人口規模はキープするだろうと予測をされています。6千万人程度でしょうか、ヨーロッパの中上位国ぐらいの規模になってくる。そのサイズ感になったときのインフラはどのぐらいなのかというところからブレークダウンした上で、そこに至るまでの人口減少過程に、特別なビジネスモデルを用意する必要があると思うのです。

例えばどういうことかと申しますと、——これも一部の御担当様には既にお話してある

のですが――、東京大学出版会から都市開発の御専門の先生と弁護士とシンクタンク、会計事務所と経済学の先生方が横断的に、ちょうど省庁の担当分野を横断するような形で『人口減少下のインフラ整備』という本を出されています。どうしても省庁それぞれの御専門で調査分野など分かれてしまうとは思いますが、こういった動きも把握していただくと、御参考になるのではないかと推察いたします。

次に、すみません、いつも長くなって申しわけないのですが、農林水産省の御担当様のプレゼンテーションに関連したお話です。どうしても「6次産業化」というと最終商品として小売に向かうアプローチが多いのですが、もし私の記憶が正しければ、日本で一番生産性が高い農家は愛知県にあり、トヨタ自動車のOBの方がカイゼンをしておられる。1次、2次、3次、全部を使うから6次産業、という考え方もあると思うのですが、生産プロセスや経営における2次産業、3次産業からのノウハウ導入で1次産業そのものをエンパワーするやり方も並行する必要があるのではないのでしょうか。

あるいは、その前提として高齢化との兼ね合いで、水産業、林業、農業における所有と経営を分離し、経営はプロに任せる。所有者が高齢化すると、自分は働けないが所有権を手放したくないということが起きるのですが、担い手は受託料、所有者は売上の一部から現金収入の還元がある新しい仕組み――もうお始めになっている例もあるかと思うのですが――、ぜひとも積極的にこういったビジネスモデルの開発をお進めいただけないかという点がございます。

あと、先ほどたまたまご担当様からオマーンのお話が出まして、私は仕事で行ったことがあるのですが、ここは宗派的にシーア派でもスンニ派でもなくて、イバード派というニュートラルなところで、ここを始点にイスラム圏に市場を開拓するには、一理ある場所と考えます。実は同国は近海のマグロが非常においしく、お刺身でいただける。野菜も輸出しているくらいでたくさん召し上がる。味付けの軽さも日本と似た好みです。中東全体はダイエットに非常に高い興味をお持ちです。つまり単発的に日本の食材をモノとして各地で紹介するよりは、人口が増え過ぎて、自国民の雇用をどうやってふやそうかと、お困りでもあるエリアなので、日本食をつくる料理人の研修や簡易版の留学制度のようなものをつくと早いのではないかという気がしております。

これは、多分外務省でやられている話なのですが、在外日本国大使館の料理人の方には、日本料理の技術を身につけていただく研修制度があったと思います。この文科省版か農水省版か経済産業省版かわかりませんが、日本料理をきちんとつくれる人間をまずはふやす。現地で現地の材料を使いながら浸透させていき、より本格的には日本の食材を使っただくという人材の層を増やしていくやり方です。というのは、日本食ブームと言っても、それを銘打ったパリにある日本料理屋は、ほとんど中国の方がやっているのが現実です。この対策として、正しい食材輸入の判断ができる人材を現地に広める研修制度・留学制度があってもいいのではないか。

何も日本国が留学費用を出すという話ではありません。産油国ですと日本円で月60万円

ぐらい、留学生に対して国が負担している状況で、若者の手に職を、という政策をとっていますから、そういったものも検討対象に入れてははいかがかと感じております。

これと関連しますと、現状のエンターテインメント型の観光もちろん良いのですが、産業観光や食文化を正確に知る観光といった、日本を知ることによって、来訪者が帰国したときにキャリアアップになるようなタイプの観光のやり方を開発することも戦略的にはありえるのではないのでしょうか。将来的には日本のビジネス展開の橋渡し役にもなる。こうなると観光庁のご担当様のプレゼンテーションの領域になってくるかと思います。観光に関しては、被災地の観光をどうしていくか、東北に関してが一番大きい論点だと思うのですが、これは別途、3月にディスカッションの機会をいただいておりますので、この場では少し控えさせていただこうと思います。

済みません、以上になります。

○石澤委員長 続いて、鶴田委員、どうぞ。

○鶴田委員 中央会の鶴田でございます。私からは、2点、お願いしたいと思っております。資料4-1の40ページから41ページの5-4. 小規模事業者の振興のための基本法の検討の(3)についてでございます。

小規模事業者の振興のための基本的施策についてですが、過疎化とか高齢化で地域の維持が難しくなってきました。また、人口減少が進む地域においては、不足する経営資源を集約していくことがますます重要になってまいっております。連携とか組織化を図ることによって、他の業界への販路開拓や事業転換にも効果的に取り組めるようになり、かつ人材の確保等にもつながります。振興に当たっての4つの柱、A、B、C、Dを実現する手段として、幅広い連携、組織化支援が効果的な政策でありますので、そのことを明記していただきますようお願い申し上げますが1点。

それから、資料4-3の地域ブランド化・にぎわいの創出において、中央会をそこへ明記していただきますようお願いを申し上げます。

以上2点でございます。私からよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○石澤委員長 ありがとうございます。委員の御意見が終わりましてから、こちらからお答えいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、門野委員、お願いします。

○門野委員 門野です。前回お聞きして、また今日も各省庁さんからいろいろお聞きして、ありがとうございます。

1つ、チェック機能が果たされないとい問題が起きるのではないかと考えていまして、今までもいろいろやられている中で1つ例を挙げますと、仕事がある、また仕事を出したいものがあるのだけれども、やってくれるところを探しているという会社さんがあって、そこへ仕事が欲しいという形でお見合い方式みたいな形で都や県でやっている事業があるのですけれども、これの中身を調べますと、仕事を全く持っていないのだけれども、出すものもないのだけれども、頼まれて出ている。

そこに仕事が欲しいといって、各小規模事業者が面談するという事業が行われていますが、これがほとんど機能していないような形のものをずっと続けていましても、予算の無駄遣いになるので、いろいろなことについて一つずつチェック機能をかけていかないと、せっかくいろいろなことをやっているにもかかわらず、なかなか効果が出ないということになるのではないかとというのが1つ。

もう一つは、私のところはものづくりの会社ですから、仕事がないという中で、1回目のときにもお話をさせていただいたのですけれども、仕事を生み出す、産業を生み出すような夢の持てるドリーム事業みたいな、皆が何の事業だろうと目を引くようなうたい文句で、国内で物をつくって販路を拡大していくというところに予算がもらえるような、驚くようなネーミングをつけたような事業があるといいなと思いました。

以上です。

○石澤委員長　ありがとうございます。

続いて、澁谷委員、お願いします。

○澁谷委員　ここまでいろいろとまとめていただきまして、関係者の皆様には感謝申し上げます。私のほうから、支援機関の立場から若干意見を述べさせていただきたいと思います。

この基本法の基本原則の中において、（２）の④、支援機関のそれぞれのミッションを明確化するという部分と、Dの（２）に、支援機関が連携した支援のネットワークを構築する。この部分は、今回の政策の中において、2行ですけれども、極めて重要な項目だろうと思います。というのは、この施策の中で支援体制の強化がされたり、いろいろな施策のメニューがふえましたけれども、従来よりも制度がふえたというだけであって、むしろ重要なのは、これをどのように支援機関が運用して、中小企業基本法より1つバーを下げた小規模企業というところに目を当てた政策として、効果を出すかということではないかと考えております。

その中において、よろず拠点というものを新しく設けたところに私は1つ注目しております。このよろず拠点がどのように機能するかが非常に大きな役割だと思います。これが、ただそれぞれの関係支援機関に紹介するだけでしたら、小規模企業にとっては何の役にも立ちません。結局、たらい回しされるだけなのですね。じゃなくて、そこがある程度ワンストップで、先ほど伴走型という御意見がありましたけれども、最後までそこで相談する。

多分、小規模企業の皆さんが御相談いただいた部分というのは、一相談機関では済まないのですね。何機関にもまたがる。それを、今度はあっちへ行ってください、これはあっちへ行ってくださいという形では、十分な役割ができない。そうした意味で、このよろず拠点というのは、新しい形として私は大変注目しております。肝心なことは、適切な機関につなぐ適正な人員がそこに配置できるかどうかということだと思いますので、ここについてはぜひそうした能力のある人材を配置いただければありがたいなと思っております。

もう一点が、創業の関係で、今度新しく創業スクールを復活していただきました。これは、創業という部分では非常に重要なことなのかなと思います。今、簡単に事業が創業できるかわりに、簡単に廃業してしまう企業が非常に多く見受けられます。そのときに創業の計画を見ますと、金融機関の立場から見ますと明らかに甘い企業が非常に多く見られますので、ぜひ創業に当たりましては相談をしていただいて、金融機関と創業機関とが連携できるような新しい事業を起こす仕組みを考えていただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

○石澤委員長　ありがとうございます。

次に、堤委員、どうぞ。

○堤委員　今、理事長、おっしゃられましたように、素晴らしい施策があるなと思ひまして、3つほど気づきました点を申し上げさせていただければと思います。

創業に関して、しっかりと創業して雇用してもらう、ここをゴールとして持ってもらうためには、ビジネスにおいて金融というのは血液のようなものでございますので、金融機関様と早期の段階から接触を持てるようにしていただきたいというのが1点ございます。

全般的に各省庁様の施策を読んでいると非常にわくわくするのですが、これをエンドの小規模の事業者まで含めまして、さまざまな事業者伝えていくときに、施策の内容に物すごく注力されてしまいまして、伝える中で、なぜ、これを使うとどのように変化して、どういいのかという部分ではなくて、何月まで使えます、誰が使えます、この金額だけれども、これは自分で持ってくださいねというような、施策を正確に伝えようとする、これだと中間にもう少し身近な行政体、市町村が入られるような感じなのではけれども、ここに来た時点でちょっとトーンダウンしてしまう印象をすごく持っております。

私も女性の創業塾をやらせていただくときに、国は物すごくドラスチックにおもしろい政策をたくさんつくっているのだよということを直接伝えられるのですが、何とか説明会に行くと物すごくたくさんの資料があって、ペーパーをずっと説明されて、ですから、やりたい人、どうぞみたいな感じの説明になってしまうところを、本当に小規模事業者を頑張らせようと思っていられるのであれば、これをやると、という形の事業者視点の説明にしていきたいというのが2点目です。

3点目ですが、小規模事業者にとって、先ほど金融が血液という言い方をしましたが、人材は筋肉だと思っています。人材がやせ細ってしまうと自分で立つことができないと思うと、今回の厚生労働省様から出されました経済対策の中で、女性や若者に対して、このような政策を御準備いただいたというのはすごくうれしいなと思っているのですが、1点、すごく危惧がございます。こういうもので雇用を拡大とか、人材がブラッシュアップされた方がやはり大企業に行ってしまうのではないかと。中小企業のと書いていただいているのですが、今のこの感じだと小規模の地元の事業には来てくれないのではないかと。

特に、賃金引き上げと社員の処遇改善ができるのかなとか、いやいや社員の賃金を何%向上と見ただけで、小さい企業の経営者は、これは俺のところは使えないなと思ってしまわないように、大企業に行っちゃだめということではないのですけれども、せっかくすばらしい人材ができたときに、地元の小さくても、きらりと輝くいいものを持っている皆様方と働く。また、そういったものを経営者が本当に応援していくのだよ。この図だと商工会議所さん等が会員企業さんと実施を一緒にやっていくことになっているのですけれども、それを経営者もやっていかなきゃいけないのだよということを、人材の部分に関しては、こうした視点でぜひお伝えしていただきたい。

以上3点でございます。

○石澤委員長　ありがとうございました。

それでは、高橋委員の代理で御出席の辻さん、どうぞ。

○辻代理　代理で出席させていただきまして、どうもありがとうございます。

今回の小規模企業基本法につきまして、私ども非常に期待しているのは、地域ということを作成していただいている側面でありまして、特に地域ニーズを考えますと、市町村なり都道府県のかかわり合いが非常に重要だと認識しております。先ほど各省庁、特に厚生労働省、総務省、農林水産省、都道府県とのかかわり合い方、市町村とのかかわり合い方が非常に大きな部分がありまして、政策横断的な取り組みもしているところです。

そういったところで、先ほどお話もありました、例えば小規模企業に光を当てて厚生労働省が事業をするところも、都道府県の役割が非常に重要なのではないかとということで、都道府県とどういう位置づけでこの施策を実施していくのかといったところを明確にしていただければ。

例えば、公共で調達するなり発注して小規模企業を育てるという発想がありますし、企画力がある人材がいないと、商店街などではなかなか大変だという話も伺っています。そういった場合に、市町村、都道府県との関係が非常に重要だと認識しておりますので、小規模の事業施策については自治体の役割というものをぜひ明示していただければと考えております。

2つ目のポイントですけれども、これまでの小規模施策、商工会、商工会議所、中央会が重要な役割を果たしていきまして、いろいろきめ細かな対策をやっていただいたということがございますけれども、新しい取り組みになりますので、マンネリ化した対応じゃだめだと私たちも思っております。そういった意味で、ミッションの明確化ということが今回、はっきり打ち出されておりますので、評価方針の設定とか団体の目標とか、それぞれがみずから打ち出せるような取り組みをぜひ工夫していただければと考えております。

以上です。

○石澤委員長　続いて、高原委員の代理の上田さん、どうぞ。

○上田代理　まず事務局の皆様、大変お疲れさまでした。皆様のご尽力により充実した内容になったと思います。ありがとうございました。

つづきまして内容について気付いた点を申し上げます。資料４－１の40ページ、基本法の検討の「（３）振興のための基本計画」の部分ですが「今後５年間を対象とする基本計画の策定を行い、国会に報告すべきこと」との記載がありますが、この部分に「毎年１回以上、進捗状況ならびに効果検証を行い、適宜計画に修正を加える」を追記することを御願い申し上げます。「進捗確認・効果検証・計画修正」を実践することが本法の実効性を担保する鍵ではないかという議論が過去の会合であったと思います。可能であれば盛り込んでいただければと思います。

この際に、計画には目標水準を具体的に示すべきであるとのこと指摘が先ほどもございましたが、ぜひ「雇用を守る」「地域の需要を創造する」という本法案の重要な目的については詳細項目に落とし込み、定量把握できるような目標として盛り込んだ基本計画にいただければと思います。

この際に、先ほど各国の中小企業・小規模企業者向けの支援策の中で、EUがファクトシートという診断書のようなものを発行しているという非常に示唆に富む御説明をいただきましたけれども、こういったものが例えば都道府県や、市区町村といった地方自治体レベルで発行することができれば、創業しようと思っている方々にとって、どこで創業すると有利な支援が受けやすいのかという目安になります。できれば日本の地方自治体版のファクトシートというものを使って、この５カ年の計画の進捗状況をウォッチする仕組みを入れていただければと思います。

次に、資料５－１の４ページで、全国の300カ所で創業スクールを開設していただく。また、高原も申しておりました事業継承という雇用に非常に直結する政策に関しては事業引継ぎ支援センターを開設いただく。また、６ページ目によろず支援拠点を開設いただくなど、全国各地に支援拠点が着々とつくられるという、非常にすばらしい計画となっておりますが、これが１つの建屋の中に全て集まっているものなのか、それとも個々が別々の場所に設置されるのかといった点を明確にさせていただきたいと思います。私が思いますに、小規模事業の経営者の方々が悩まれたら、まずはここへ行けば良いといった分かりやすい地域拠点を設け、そこに行けば全ての情報が手に入るといった整理を、ぜひ御願いしたいと思います。

また、各省庁の方々の支援策についてご説明をいただきましたが、「支援スキーム」の図中にある「経営者」「事業者」といった方々は全て同じ意味で使われていることと思います。そうであれば、「経営者」の目線で各省庁の支援策を統合・整理して一枚の図で示し「これは私たちが使えるもの」「これは使えないもの」ということが簡単に把握できるようなまとめ方、発信の仕方を御願いします。

私からは以上です。

○石澤委員長 続いて、園田委員、どうぞ。

○園田委員 申し上げたいことは、皆さんがいろいろお話してくださったので、感想になってしまうかもしれませんが。事業や仕事の経験が少ない女性とか若者の背中を押してくれ

るようなものをつくっていただいて、本当に感謝しています。

小規模に起業しようとしている方は、その分野でユニークなイノベーションを起こすようなアイデアを持っているとすれば、その技術とかサービスとかアイデアが世の中に出ていけないというのは、その分野の能力がないというだけではなくて、社会とのすり合わせがうまくいかなかったということだと思うのです。あるいは、社会の状況を把握する労力をかける時間がなかっただけだと思うのです。

認定支援機関のお話もたくさん今まで意見として出てきましたけれども、各省庁が今、一緒になってくださいと言っても、それは国の大きな枠組みの中で動いているので難しいと思いますので、認定支援機関がいろいろなところをジョイントするような役割を持つような、しっかりとした研修をしていただいて、ワンストップでできるようにしていただければと思います。

創業スクールなどもこれから促していただけるということなのですが、ぜひ経験者を企画の中に入れていくような形をとっていただければと思います。私も堤さんと同じように、起業支援の女性のセミナーみたいなものによく呼ばれるのですが、この企画の意図は参加する人たちに何を知らせたいのだろうということがわからないときもあるのです。女性起業支援を男性の方が一生懸命考えていても、実感としてなかなか難しいと思います。ですので、本当に細かい話なのですが、市町村におろしていくときにはそういうことを一言添えながら言っていただければうれしいなと思いました。

以上です。

○石澤委員長　ありがとうございます。続いて、松島委員、どうぞ。

○松島委員　1点だけ申し上げたいと思います。

この報告書の最大の意義というのは、中小企業基本法があるにもかかわらず、というか、その上で小規模企業振興基本法をつくるのはなぜかということを説得的に国民に示すことではないかと思います。そういう点からしますと、今日提出された資料4-1の3ページが、その必要性を示す部分になるのだと思います。上から4行目、「特に小規模事業者は」というところから書かれている文章が、その一部だと思うのですが、これだけではなぜ小規模企業振興基本法が中小企業基本法の上に必要かということを説得するには、私は十分ではない。

もしつけ加えるならば、「このために」の前に、また、このような小規模事業者の変革あるいは活躍がなければ、これから成り立っていかない地域がふえていく危険がある。そういうことが懸念されるという危機感をぜひ表明すべきではないか。そういう危機感の上に立って、従来の中企業全体を対象とする基本法では足りない部分を、この新しい小規模基本法で補うのだ、補完するのだという意義が少しは強調できるのではないかと思います。

その点だけ申し上げておきたいと思います。

○石澤委員長　ありがとうございます。阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 ありがとうございます。全国商店街振興組合の阿部でございます。私は、商店街で実際に商いをさせていただいている者として、また人間としての肌感覚で感じたことのみをお話させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まずもって、小規模企業基本政策、このように立派につくっていただきまして、感謝申し上げます。私ども商店街は、まさしく小規模事業主の吹きだまりというか、集まりのようなところでございます。商店街の実態というものは、小売業全体の売上げが135兆円でございまして、私ども商店街は53兆円で約40%、事業所数も約40%なのですね。雇用者数も38%で、ほとんど40%で、かなりのエリアを占めている。商店街は本当に大切なところだなと思っておりまして、それぞれ町の顔とか地域に根差したとかコンパクトシティになったときのお買い物ゾーンとか、さまざまな機能があるわけでございます。

商店街の抱えている問題というものは、ここで今さらお話しするまでもないのですが、後継者問題と経営者の高齢化というのが非常に大きな問題で、私の事業も和菓子屋でございまして、農商工連携事業で野辺山という1,300mの高冷地で採れた野菜でお菓子をつくっているということで2号認定をいただいて事業をしております。農家さんと非常に密接に関係があるものですから、商店街の事業主さんと農家さんは同じだなと思っているのですね。問題点も後継者問題と若手の人材育成でありますし、本当に高齢になっております。

比べるのがいいかわかりませんが、農家さんに対しての補助率は物すごくいいのです。私ども事業主だと、これは受益者負担だから、これは収益を上げるからだめだということがあるのですが、農家さんはトラクターでも本当にぽんぽん買ってしまう。なぜ違うのか。それはそれぞれ違うと思うのですが、事業計画を農協さんがJAで全部書いているのです。私たちと置きかえてどうなのだろうと、この部分はまさしく41ページの商工会、商工会議所、中央会を中核とした連携の推進の機能というものをしっかり磨き込まないと、なかなかうまくいかないのではないかと考えております。

したがって、すばらしいものができた。それを下に落とすための情報の共有。また、商工会議所ですと、経営指導員に対してのモチベーションアップ。丸投げではなかなか難しいかもしれませんが、それぞれの商工会議所は温度差があるにせよ、そういったことを推進していくことも、この政策が末端まで、先ほど血液というお話がありましたけれども、さらに筋肉をつけていくためにもすばらしいトレーナーが必要なのではないか。私はダイエットが大切だと思っていますけれども、そんなことでよろしくお願いいたします。

以上です。

○石澤委員長 ありがとうございます。

最後に三神委員、どうぞ。

○三神委員 先ほど厚生労働省の御担当様のところを飛ばしてしまいましたので、そこだけ補足させていただければ。

今、女性や高齢者の雇用促進の論点が出たのですが、高齢者の場合は疾病のリスクと年金収入があるという状況で働くのが所与の条件でありまして、女性の場合は介護あるいは

子育てで時間がとられるという制約があった上で働くという条件下になります。この場合、雇用をふやすというと、どうしても従来型の人事制度の下で、しかもフルタイムの正社員雇用か否か、ハードルの高い目標設定に統計を取る上でなってしまう。これですと中小の企業や小規模事業が受け入れるのは非常に難しいと推察しております。

例えば、大変著名な事例ですけれども、上勝町で「いろどり」という事業がありますが――、年収1,000万円プレーヤーが80代で出るというところだと――これは独立した個人事業主登録型という企業形態をとっているのです。ですから、正社員ではないけれども、「雇用」でもないけれども、仕事を持っている、収入があるという状況です。病気になられたときは働かなくても機会を奪われない、という柔軟なペース配分ができる。

もう一点、女性については、特に小規模事業者や中小企業側が受け入れやすいケースは、プロフィットセンターと言われる売りに貢献する部署でのポスト、で、業績連動型のフィーであれば支払えます。つまり雇用か否かという下のゾーンに検討すべき人事制度があるのです。

日本の場合、細かいことを言うと切りがないですが、職能制・職務制で言うところの職能制縛られている人事制度が非常に色濃く残ってしまっていて、基本的に「拘束できる時間単位」での給与設計になってしまっているのです。アベイラビリティフィーとパフォーマンスフィーの大きな違いであります。パフォーマンスベースで評価して、それに合った配分ができるというやり方を考慮に入れるのが1点。

もう一点は、そもそも所有と経営の話で言いますと、ちょっとずつ出資にも参加してもらい株主という形で配当をもらう。けれども、働くときはあくまで時給配分にするという、いわゆる従来の株式会社とはちょっと違う、パートナーシップ制に近いようなやり方もあります。これは農家の女性たちのように、夫の担う生産物によっては繁忙期が異なり、非常に不安定な時間しか自分に割けないため雇用するには受け入れ側が非常にやりづらい。しかし、こうした組織設計や人事制度設計によって、クリアできる領域があるのです。雇用か否かの下のレイヤーのところの研究、事例収集、開発。あとは、中小企業にそういうやり方があるのだよということを周知するような場を、ぜひともおつくりいただけたらと思います。

以上です。

○石澤委員長　ありがとうございます。大変貴重な御意見をいただきました。

ここで、長官並びに各省の皆さんから、もし回答、コメントがあればお話をお聞かせいただきたいと思います。どなたかコメント、ございませんでしょうか。よろしいですか。では、どうぞ。

○北川長官　長官の北川でございます。また、今日もお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。また、各省の皆様にも御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。今日いただいた意見、たくさんありますので、個別にはお答えいたしませんけれども、今回のとりまとめ、あるいは法案の書き方についての御意見につきましては、鋭意

生かしていきたいと思いますし、また予算あるいは制度のところの御意見につきましても生かしていきたいと思います。ありがとうございます。

お聞きしている中で、私どもの問題意識と同じといいますか、教えていただいた中で勉強してやっているわけですが、2つほど申し上げたいと思います。

1つは、事業者の視点というもののから政策を組み立てるべきだ。まさにそれはそのとおりだと思います。書いてしまうと、こういう箇条書きみたいなものになってしまうのですが、そういう視点をもう一回取り入れて整理し直してみたいと思います。

もう一つは、各省連携も自治体連携もそうなのですが、それぞれの地域でどうするのかというのを考えていかないと、いろいろなメニューを用意しても意味がないので、地域の視点というものをどうしていくのか、面的にどう考えていくかというところ。なかなか書きにくいところもございますけれども、そういったことなのだろうと思います。その中で、支援する側からすればミッションとネットワークをはっきりさせてやらないと意味がないし、また携わる方の能力が問われているという御指摘も、そのとおりだと思います。今日いただいた意見をもう一回整理して、次回につなげたいと思います。

それから、松島委員から非常に根本的な御指摘がございまして、中小企業基本法があるわけございまして、その中でなぜまたこの時期にあえてといいますか、小規模のところの基本的な法律をつくるのかということを、伸びればいいですねみたいな話ではなくて、もっと危機意識をはっきりさせるべきではないかということでございます。冒頭、大臣政務官からも御紹介いただきましたとおり、個社レベルでも数が減っているという現実、これは大変苦しいわけでございますので、それは経営者の問題もありますし、雇用あるいはイノベーションの苗床という点もあります。そういったところが個社ベースでも大変厳しくなっているということ。

それから、もう一つ、委員の御指摘があった、全体が人口減少する一方で一極集中していく、それによって地域が成り立たなくなっていく。。先ほど、地域がどうするのかというお話をしましたけれども、そういったところの危機感を明確にして、だから、今、こういう小規模の基本法を考えていかないとどうにもならないのではないかと。そういうところをもっと強く訴えるべきではないかという御指摘は、そのとおりでございます。改めて次回までに考えてみたいと思います。

今日は、本当にどうもありがとうございました。

○石澤委員長 今日、オブザーバーの方も御出席でございますが、何か今までの発言の中で御意見、御発言、ございますか。特にございませんか。はい。多くの貴重な御意見、御指摘をありがとうございました。

委員の皆様には、常に事前に資料をお送りいたしておりますが、今回は直前になったために十分御覧いただけなかったのではないかと、大変申しわけなく思っております。本日の資料や議論を踏まえまして、追加で御意見のある方は、次回のとりまとめまでに事務局にお寄せいただければと思っております。

今日は、最初から磯崎政務官に御出席をいただいております。先ほどからの御意見、議論を踏まえまして、何か一言コメントがあればお願いいたします。

○磯崎大臣政務官 今日も貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございました。

私も冒頭、先ほど北川長官からありましたけれども、松島委員の、前回も危機感、今回も危機感という言葉が非常に頭に残っておりまして、そこは非常に重く受けとめなければいけないなと思いました。

実は私、お正月、地元の消防団の出初式にいろいろなところで出ました。出初の消防団というのは、各地方の中小・小規模企業の皆さん、そして農業を営んでいる地域の人が入って地域を守っているという現状がございます。さらに言えば、中小・小規模企業の皆様方は、まさに地域を支えて、雇用を支えている。また、コミュニティの中心でもあるし、お祭りとかの中心にもなっているということで、このペーパーにもありますように、いろいろな役割を担っているというのが片方であるのだと思います。

他方で、今、構造的に、大きな役割を担っているという反面、成り立っていけないという状況がある。この非常に大きなギャップを何とかしなければいけないというのが、恐らく小規模基本法をつくらなければいけない、大きな今のこの時なのだろうと思っております。そういった意味では、今日いただきました御意見も踏まえまして、次回が最後になるのだと思いますけれども、また引き続き、次回も貴重な御意見を賜りまして、皆様方の御意見も踏まえて法案の取りまとめに移ってまいりたいと思っております。

今日は、本当にありがとうございました。

○石澤委員長 本日は、小規模企業者政策に対する本委員会のとりまとめについて、大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。私からも、最後に一言だけ申し述べたいと思っております。

今日の議論の焦点にもなりましたが、資料４－１のとりまとめの素案の最後に、国の基本政策として販路開拓や新事業展開、人材の活用をお示しいただきました。ごもつともでございますが、これだけではないだろう、少々限定的ではないかという思いがいたしております。経営を維持・展開していくためには、さまざまな施策を展開しなければならない。例えば経営改善や事業承継、また小規模企業に不足している経営資源の補完、ヒト、モノ、カネ、技術、こういうものを基本的な施策として位置づけていかねばならぬのではないかと、お聞きをしておったわけであります。

今後、制度的枠組みの政策等を検討するに当たりましては、この点も十分踏まえて検討していただきますように、委員長としてお願いしておきたい。このように思っております。

次回は、１月31日13時から15時を予定いたしております。最後の委員会でございます。次回は、本日の御論議も踏まえまして、最終の取りまとめを行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして中小企業政策審議会第６回小規模企業基本政策小委員会を閉会いたします。長時間、熱心に御審議をいただき、活発な御意見をいただきましたこと

を心から御礼申し上げます。ありがとうございました。